

入間市地区体育施設等使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、入間市地区体育施設等管理要領（以下「管理要領」という。）第14条の規定に基づき、地区体育施設等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体)

第2条 管理要領第2条第5号に規定する登録団体の使用時間は、1日1回4時間を上限とする。

2 優先予約は、前項に規定する団体の使用時間の上限に、月4回として乗じて算定した時間の範囲内での予約回数及び使用時間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、地区体育施設等運営委員会が地区体育施設等の管理運営上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(未登録団体及び個人)

第3条 管理要領第5条に規定する団体登録の申請を行っていない未登録団体の使用時間については、1日1回4時間を上限とする。

2 管理要領第2条第7号に規定する個人の使用時間については、1日1回2時間を上限とする。

3 未登録団体及び個人の予約は、月16時間の範囲内での予約回数及び使用時間とする。

4 前各項の規定にかかわらず、地区体育施設等運営委員会が地区体育施設等の管理運営上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(夜間の使用)

第4条 中学生以下の者が午後6時以降に使用するとき、責任者等（成人）が使用時間中に立ち会うことを必要とする。

(競技種目の制限)

第5条 地区体育施設等運営委員会が地区体育施設等を破損すると認めた種目については、許可しないものとする。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する、